

令和4年11月17日（木）

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第40回）における丸山知事 発言（発言要旨）

1. 新たなレベル分類に係る法的な位置づけについて

（私が詳細な情報を十分に入れていないからかもしれないが、）こうした（11/11に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会（第20回）において取りまとめられた「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」の）内容が、分科会の取りまとめと政府からの事務連絡だけで、制度として動き出すのは可能なのか。政府の対策本部会議も開かれず、基本的対処方針にも記載されずに、事務連絡で、都道府県知事が（感染拡大防止措置等を）やるというのは、（法的に）どういう位置づけなのか。

専門家の皆さんの言うことを（都道府県知事が）聞かなければならない理由が、どこか法律に書いてあるのか、制度的な確認をぜひお願いしたい。

2. 新たなレベル分類の内容について

「レベル4」として書いてある内容をよく読むと、「医療機能不全期。救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状況が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来が対応できなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。」ということが書かれている。

レベル4の括弧書きには「避けたいレベル」と記載されているが、こんな状況が起きた時に、都道府県知事任せにすると書いてあるのが信じがたい。

（これは私の感覚がおかしいのかわからないが、レベル4のような）こんな状況が起きることを想定しなければならないような厳しい状況になっているのであれば、そうした厳しい状況にあることを、きちんと政府として国民の皆さんに伝えるべきである。

示された「想定される対応」には、インフルエンザとの同時流行がない形で書いてあるが、インフルエンザとの同時流行がなくても、レベル4のような（大変な）ことがあり得ると、政府は想定しているのであれば、その旨をきちんと然るべき方が「こういう事態が想定される」「その対応を都道府県知事に任せると政府は決めた」と、はっきり言っていただく必要があるのではないか。

レベル4、レベル3など、そんな（数字だけの）レベルではなく、書いてある内容がさまざま内容だということを、きちんと政府として広報されて、制度として施行されるべきだと考える。